

報道関係者各位

平成 23 年 3 月 28 日

【照会先】

青森労働局職業安定部職業安定課

(担当)

課 長 桜田 重幸

地方職業指導官 前田 正樹

電話番号 017-721-2000

学生等震災特別相談窓口・震災特別相談窓口を設置します ～東北地方太平洋沖地震による採用内定取消しなどの相談窓口を開設します～

厚生労働省では学生・生徒などの支援に特化した新卒応援ハローワークに、東北地方太平洋沖地震の影響による内定取消しなどを受けた方、震災の影響により内定先への就職が難しくなった方などの相談窓口（学生等震災特別相談窓口）を開設し、希望を踏まえ今後の就職等に関する必要な支援を行います。

また就職に困難が生じている方を対象とした相談窓口（震災特別相談窓口）を全国のハローワークに開設します。学生・生徒の方も震災特別相談窓口を利用できます。

学生等震災特別相談窓口、震災特別相談窓口は青森労働局管内で 10 箇所設置する予定です（別添 1 参照）。

ハローワーク等で相談を受けた事業主へは雇用調整助成金の活用を促すなど、出来る限り採用内定取消しを回避していただくようお願いしています。

なお平成 23 年 3 月 22 日、厚生労働大臣・文部科学大臣の連名により、主要経済団体など（258 団体）、求人情報事業所団体に対して、東北地方太平洋沖地震による新規学校卒業予定者などの採用内定取消しなどへの対応を要請しました。

学生等震災特別相談窓口等のご案内

厚生労働省では、東北地方太平洋沖地震により内定先への就職や連絡が困難な学生・生徒などの相談に対応するための特別相談を全国の新卒応援ハローワーク(学生等震災特別相談窓口)およびハローワーク(震災特別相談窓口)に設置しました。お困りのことがありましたら1人で悩まずお気軽にご相談ください。

～支援メニュー～

- 震災の影響により内定取消しを受けた方の相談
会社から、採用内定を取消すと言われた、しばらく入社は待ってくれと言われた、採用はするがしばらく家で待機していて欲しいと言われたなど
- 震災の影響により内定先への就職が困難になった際の相談
交通手段が遮断され会社の指定した入社日に出社出来ない、家族が被災して遠距離の内定先への就職が出来なくなったなど
- 内定先が被災地にあるなどで内定先との連絡が取れない場合の相談
などを就職についての相談を受け、希望を伺いながら、事業主への確認、ジョブサポーターによるマンツーマンの就職相談を実施します。

～学生等震災特別相談窓口・震災特別相談窓口 設置場所～

ハローワーク青森	青森市中央2-10-10	017-776-1561
ハローワーク八戸	八戸市沼館4-7-120	0178-22-8609
ハローワーク弘前	弘前市大字南富田町5-1	0172-38-8609
ハローワークむつ	むつ市若松町10-3	0175-22-1331
ハローワーク野辺地	上北郡野辺地町字昼場12-1	0175-64-8609
ハローワーク五所川原	五所川原市敷島町37-6	0173-34-3171
ハローワーク三沢	三沢市桜町3-1-22	0176-53-4178
ハローワーク十和田	十和田市西二番町14-12十和田奥入瀬合同庁舎1階	0176-23-5361
ハローワーク黒石	黒石市緑町2-214	0172-53-8609
青森新卒応援ハローワーク	青森市安方1-1-40アスパム3階ハローワークヤングプラザ内	017-774-0220



東北地方太平洋沖地震の影響による新卒者等の採用内定取消し等への対応

～ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による採用内定取消し等への対応のため、緊急に以下の対策を実施 ～

○ 新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」等を設置

全国の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置し、新卒者等の採用内定取消しを中心とする就職支援の相談を行います。

【対象者】

- ・ 震災により採用内定取消しを受けた学生・生徒、既卒者の方
- ・ 震災の影響により採用内定先への就職が困難となった新卒者の方など

【相談内容】

- ・ 学生・生徒等から相談があった採用内定取消し等の事案の確認
- ・ 採用内定取消しが疑われる場合の事業所管轄ハローワークへの連絡
- ・ 事業所管轄ハローワークと連携した事業主への指導等
- ・ ジョブサポーターによる一貫した就職支援（全国ネットワークを活かし、希望に応じ全国の求人を紹介）

また、全国のハローワークでも震災特別相談窓口を設置し、採用内定取消しなどを受けた方等の就職支援相談を行います。

○ 厚生労働大臣・文部科学大臣からの要請を実施

3月22日、厚生労働大臣、文部科学大臣から、以下の内容について主要経済団体等（258団体）、求人情報事業所団体に東北地方の学生・生徒への特別な情報提供を要請しました。

○主要経済団体、業界団体への要請

- ・ 採用内定を得ている被災地の新卒者等が、可能な限り入社できるよう、また、可能な限り予定していた期日に入社できるよう最大限努力すること
- ・ 被災地の新入社員の入社時期等について、個別の事情を十分に勘案し、柔軟な対応を行うこと
- ・ 大学生等の採用選考活動に当たっては、被災した大学生等からのエントリーシートの提出の締切等について柔軟に対応すること
- ・ 被災地の学生・生徒等を積極的に採用すること

○求人情報事業所団体への要請

- ・ 被災地の学生の就職のために全面的な協力を求めること
（東北地方の内定取消しにあった学生を積極採用する事業所の特集などを組むなど）

○ 厚生労働大臣・文部科学大臣から東北地方の学生・生徒へのメッセージを発出

3月22日、厚生労働大臣、文部科学大臣から、東北地方の学生・生徒への以下の内容のメッセージを発出しました。

～ 抜 粋 ～

震災の影響を受けた学生・生徒の皆様においては、予定どおり入社できるか、これからの就職活動をどうしたらよいか、不安な日々を過ごしておられることと思います。

将来ある皆様が、就職できないようなことがあっては、国全体にとって大きな損失です。皆様が社会人として活躍できるよう、政府として、できる限りの支援をさせていただきます。

まずは、企業に対し、

- ①採用内定を出した方が入社できるよう最大限努力すること
- ②入社予定日などは柔軟に取り扱うこと
- ③エントリーシートの提出期限を延長することを含め、柔軟な対応を取ること
- ④震災の影響を受けた学生・生徒を積極的に採用すること

を要請しました。さらに、就職情報提供会社に対し、インターネットの就職情報サイトで、震災の影響を受けた学生等を積極採用する企業の特集を組むなど、皆様の就職に最大限協力するよう要請を行いました。

今後、就職のことで困ったことがあれば、一人で悩まずに学校やお近くのハローワークにご相談ください。